

令和7年11月17日

共 産 党

インボイス制度の廃止を求める意見書（案）

令和5年10月に、複数税率に対応した仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入された。免税事業者であっても、インボイス発行事業者になると、消費税の申告・納付が義務づけられ、税負担と事務負担の二重の負担が発生することとなった。

制度導入にあたっては、インボイス発行事業者になった場合に3年間は納税額を軽減するなどの税制措置や税務署での相談体制の構築などの事業者支援措置が取られたが、制度導入から2年が経過し、小規模事業者などからは、減収や税負担の増によって経営状況が悪化したとの切実な声が上がっている。

インボイス制度を考えるフリーランスの会が、令和6年度の確定申告を受けて実施したアンケート調査に1万人以上が回答を寄せた。調査の結果、課税事業者の90%超が消費税について「非常に負担」か「負担」を感じていることがわかった。また、消費税分等を全額価格に転嫁できたのは5%に満たず、約80%が価格転嫁できていない。さらに、インボイス登録によって経理業務の時間的負担を感じている事業者は約90%に達している。

インボイス制度導入後的小規模事業者等の苦境や昨今の経営をとりまく環境を鑑みれば、国の支援措置の拡充だけではもはや不十分であり、小規模事業者等の経営の持続化や地域経済の活性化の重要性を考えると、インボイス制度そのものを廃止することが最良の策である。

よって、板橋区議会は、政府に対し、インボイス制度を廃止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

財務大臣 宛